

民営駐輪場建設の補助事業

目黒区自転車等放置防止条例により、区では民営の自転車等駐車場の整備育成を図るため、民営自転車等駐輪場を設置する方に、その建設費又は運営費の一部を助成します。

【補助の内容】

民営の自転車等駐輪場又は原動機付自転車駐輪場が対象となります。

建設補助金 自転車等駐輪場施設建設費（土地取得費を除く。）及び駐車器具整備費の合計額の3分の1以内の額。

ただし、平置式の自転車等駐輪場にあつては500万円、立体式の自転車等駐輪場にあつては1,000万円を限度とします。

運営補助金 自転車等駐輪場の施設及び土地に係る固定資産税および都市計画税相当額の2分の1以内の額。

ただし交付する期間は、初めて交付した年度から起算して3年度内とします。

【助成することができる自転車等駐輪場の要件】

- ◎ 駅からおおむね200メートル以内の場所にあること。
- ◎ 自転車等駐輪場の構造・設備が、利用者の安全を確保することができ、かつ、自転車・原動機付自転車が有効に駐車できるものであること。
- ◎ 継続して3年以上運営されること。
- ◎ 自転車等がおおむね50台以上（原動機付自転車専用の駐輪場はおおむね40台以上）収容できるものであること。

【補助の手続き】

助成対象の確認 助成対象申請書に事業計画書、建設費等の見積書、自転車等駐輪場の設計図書を添えて、区長に申請してください。申請書類を審査して、助成対象になることを確認したときは、助成対象確認通知書により通知します。

設置報告 自転車等駐輪場の設置を完了したときは、設置報告書に設置状況書を添えて、区長に報告してください。

建設補助金の交付申請 設置報告に合わせて、補助金交付申請書に設置に係る契約書の写し等を添えて、区長に申請してください。

運営補助金の交付申請 当該年度の固定資産税・都市計画税の課税通知を受けた後、補助金交付申請書に課税通知書の写し等を添えて、区長に申請してください。

補助金の交付決定 区長は、補助金の交付申請があった場合、申請書類を審査して、補助金の交付の可否及び額を決定し、交付すると決定したときは、補助金交付決定通知書により通知します。

【届出事項】

次の場合には、あらかじめ区長に届け出てください。

- ◎ 自転車等駐車場の設置を中止しようとするとき。
- ◎ 自転車等駐車場の設置完了後3年以内に自転車等駐車場の規模・位置その他の内容を変更（軽微な変更を除く）しようとするとき。
- ◎ 自転車等駐車場の設置完了後3年以内に自転車等駐車場を休止しようとするとき。
- ◎ 自転車等駐車場を廃止しようとするとき。

【交付決定等の取消し及び返還】

自転車等駐車場の設置を中止した場合などには、助成対象の確認又は補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことがあります。

【問合せ先】

目黒区都市整備部土木管理課自転車対策係

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

目黒区総合庁舎6階

電話（直通）：03（5722）9444

FAX：03（5722）9636